

小田原市学校給食費等に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 6 号

小田原市学校給食費等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 4 条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費（同法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第 2 条 市は、小田原市立学校条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 1 3 号）別表第 1 に掲げる小学校（以下「市立小学校」という。）及び同条例別表第 2 に掲げる中学校（以下「市立中学校」という。）において学校給食を実施する。

(学校給食費の徴収)

第 3 条 市長は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者等（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者及び現に児童又は生徒を監護する者をいう。以下同じ。）から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第 4 条 児童及び生徒の保護者等が負担する学校給食費の月額、給食 1 食当たりの費用、給食を実施する日数等を基礎として、規則で定める額とする。

2 市長は、前項の規定により学校給食費の月額を定めるに当たっては、小田原市学校給食費検討委員会の意見を聴かなければならない。

(学校給食費の納付)

第 5 条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(市立幼稚園における給食に係る給食費)

第7条 第3条から前条までの規定は、小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園において実施する給食に係る給食費について準用する。

(小田原市学校給食費検討委員会)

第8条 学校給食費(前条の給食費を含む。)に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市学校給食費検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 児童及び生徒の保護者等を代表する者

(3) 市立小学校及び市立中学校の校長

(4) 小田原市立前羽幼稚園又は小田原市立下中幼稚園の園長

(5) 栄養士

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費(第7条の給食費を含む。)の月額を定めるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例(昭和44年小田原市条例第

54号)の一部を次のように改正する。

別表第3 小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市学校給食費検討委員会	委員長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委員	3,000円